

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告示
○ 自動車税の収納の事務を委託した件 二六〇
- 産業廃棄物処理施設変更の許可の申請があった件 二六〇
- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件六件 二六五
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件二件 二六五
- 保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 二六六
- 道路の区域を変更する件四件 二六六
- 道路の供用を開始する件 二六九
- 都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件 二六九
- 福島県病院局 二七〇
- 公金の収納の事務を委託した件 二七〇
- 福島県教育委員会教育長 二七〇
- 公金の収納の事務を委託した件 二七〇
- 福島県選挙管理委員会 二七〇
- 不在者投票のできる施設の名称を変更した旨届出があった件 二七〇
- 福島県人事委員会 二七〇
- 福島県人事委員会行政不服審査法施行細則 二七〇
- 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則 二七〇

告 示

福島県告示第二百九十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条の二第二項の規定によ

り、地方税の収納の事務を平成二十八年四月一日次のとおり委託した。
平成二十八年五月二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 委託した事務の範囲及び内容
福島県自動車税コンビニエンスストア収納業務
- 二 受託者の名称及び所在地
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲三丁目三番三号
- 三 収納の事務を委託する期間
平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

（税 務 課）

福島県告示第二百九十六号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）第十五条の二の六第一項の規定により産業廃棄物処理施設を変更しようとする者から許可の申請があったので、次のとおり告示する。その申請書及び同条第二項において準用する法第十五条第三項に規定する当該産業廃棄物処理施設を変更することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を縦覧に供する。なお、この申請に関し利害関係を有する者は、法第十五条の二の六第二項において準用する法第十五条第六項の規定により、意見書を提出することができる。
平成二十八年五月二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 申請及び申請書等の縦覧に係る事項
 - 1 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
株式会社東北エコークリン 代表取締役 華山 昌珠
 - 2 福島県田村郡小野町大字塩庭字熊田三十八番地
産業廃棄物処理施設の設置の場所
 - 3 福島県田村郡小野町大字塩庭字熊田三十八番一
産業廃棄物処理施設の種類の種類
 - 4 産業廃棄物処理施設に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「政令」という。）第七条第十四号ハに規定する管理型最終処分場
- (一) 燃え殻
 - (二) 汚泥
 - (三) 廃プラスチック類
 - (四) 紙くず
 - (五) 木くず
 - (六) 繊維くず
 - (七) 動植物性残さ
 - (八) ゴムくず

- (九) 金属くず
- (十) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
- (一) 鋳さい
- (二) がれき類
- (三) ばいじん
- (四) 政令第二条第十三号に該当する廃棄物
- (五) 廃石綿等
- 5 申請年月日
平成二十六年十月九日
- 6 縦覧場所
 - (一) 福島県中地方振興局県民環境部環境課
 - (二) 福島県郡山市麓山一丁目一番一号
 - (三) 小野町民生活課
- 7 縦覧期間及び縦覧時間
平成二十八年五月二日から平成二十八年六月二日まで（福島県の休日を定める条例（平成元年福島県条例第七号）に規定する県の休日を除く。）の午前九時から午後五時まで
- 二 意見書の提出に係る事項
- 1 提出期限
平成二十八年六月十六日
- 2 提出先
福島県中地方振興局県民環境部環境課
福島県郡山市麓山一丁目一番一号（郵便番号九六三―一八五四〇）
- 3 意見書の記載事項（いずれも日本語で記載すること。）
 - (一) 提出しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - (二) 対象事業の名称
 - (三) 具体的な利害関係の内容
 - (四) 生活環境の保全上の見地からの意見

（産業廃棄物課）

福島県告示第二百九十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を平成二十八年五月二日から同年九月二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年五月二日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
リオン・ドール滝沢店 福島県会津若松市一箕町大字八幡字牛ヶ墓七番地一ほか
- 二 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
- （変更前）株式会社小池
代表取締役 小池 信介
福島県会津若松市中町四番三十六号
- （変更後）株式会社リオン・ドールビズ
代表取締役 小池 信介
福島県会津若松市中町四番三十六号
- 三 変更した年月日
平成二十八年四月一日
- 四 届出年月日
平成二十八年四月十三日
- 五 届出をした者
株式会社リオン・ドールビズ

（商業まちづくり課）

福島県告示第二百九十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を平成二十八年五月二日から同年九月二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年五月二日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
リオン・ドール神明通り店 福島県会津若松市中町三百五十番ほか
- 二 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
- （変更前）株式会社小池
代表取締役 小池 信介
福島県会津若松市中町四番三十六号
- （変更後）株式会社リオン・ドールビズ
代表取締役 小池 信介
福島県会津若松市中町四番三十六号

福島県会津若松市中町四番三十六号

- 三 変更した年月日
平成二十八年四月一日
- 四 届出年月日
平成二十八年四月十三日
- 五 届出をした者
株式会社リオン・ドールビズ

(商業まちづくり課)

福島県告示第二百九十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十八年五月二日から同年九月二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工家政課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年五月二日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
リオン・ドール会津アピオ店 福島県会津若松市インター西百十六番地ほか
- 二 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
- (変更前) 株式会社小池
代表取締役 小池 信介
福島県会津若松市中町四番三十六号
- (変更後) 株式会社リオン・ドールビズ
代表取締役 小池 信介
福島県会津若松市中町四番三十六号

- 三 変更した年月日
平成二十八年四月一日
- 四 届出年月日
平成二十八年四月十三日
- 五 届出をした者
株式会社リオン・ドールビズ

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十八年五月二日から同年九月二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県

会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工家政課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十八年五月二日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
リオン・ドール河東ショッピングセンター 福島県会津若松市河東町南高野字向原一 番地一 ほか
- 二 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
- (変更前) 株式会社小池
代表取締役 小池 信介
福島県会津若松市中町四番三十六号
- (変更後) 株式会社リオン・ドールビズ
代表取締役 小池 信介
福島県会津若松市中町四番三十六号

- 三 変更した年月日
平成二十八年四月一日
- 四 届出年月日
平成二十八年四月十三日
- 五 届出をした者
株式会社リオン・ドールビズ

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十八年五月二日から同年九月二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工家政課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年五月二日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
リオン・ドール門田店 福島県会津若松市東年貢一丁目四十四ほか
- 二 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
- (変更前) 株式会社小池
代表取締役 小池 信介

福島県会津若松市中町四番三十六号
株式会社リオン・ドールビズ
(変更後)

代表取締役 小池 信介
福島県会津若松市中町四番三十六号

- 三 変更した年月日
平成二十八年四月一日
- 四 届出年月日
平成二十八年四月十三日
- 五 届出をした者
株式会社リオン・ドールビズ

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十八年五月二日から同年九月二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工家政課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十八年五月二日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
郡山駅東ショッピングセンター 福島県郡山市向河原町百六十三番一ほか
- 二 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 別紙書面のとおり
(変更後) 別紙書面のとおり
変更した年月日
届出年月日
平成二十八年四月十九日
- 五 届出をした者
株式会社アラジンホールディングス
(「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)
(商業まちづくり課)

福島県告示第三百三三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十

八年五月二日から同年六月二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工家政課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十八年五月二日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ヨークタウン大槻 福島県郡山市大槻町字土瓜三十七番地一ほか
- 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十八年五月二日から同年六月二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工家政課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十八年五月二日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
MOLTI 福島県郡山市駅前二丁目十一番一号
- 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を只見町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。
平成二十八年五月二日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 所在の不明な者の氏名
皆川初太郎 皆川博 吉津一八 吉津堅次 吉津安一 吉津茂三郎 吉津賢 大竹利右エ門 目黒伊吉 目黒國三郎 目黒太一郎 目黒庄五郎 目黒衛 目黒辰衛 吉津勝介 秋岡千恵 星正一
- 二 通知の内容の要旨
1 保安林の指定施業要件を変更する予定であること。

- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である件（平成二十八年福島県告示第二百三十号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第三百六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十八年五月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年五月二日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道長沼 喜久田線	郡山市熱海町長橋字反 田八二番地先から 同 市熱海町上伊豆島 字弥五郎内六五番地先 まで	変更前	一〇・七〇 一五・〇〇	一、五六〇・〇
		変更後	一一・〇〇 二〇・四〇	一、五六〇・〇

（道路計画課）

福島県告示第三百七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十八年五月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年五月二日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)

県道赤留
塔寺線

路線名	区 間	変更前の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
大沼郡会津美里町佐賀 瀨川字東萱平一六〇八 番二五地先から 同 郡同 町佐賀 瀨川字佐賀瀨川一二八 番地先まで	同 郡同 町佐賀 瀨川字佐賀瀨川一二八 番地先まで	変更前	五・三〇 一七・六〇	九八四・八
		変更後	五・三〇 一七・六〇	九八四・八
大沼郡会津美里町佐賀 瀨川字東萱平一六〇八 番二五地先から 同 郡同 町佐賀 瀨川字佐賀瀨川一二八 番地先まで	同 郡同 町佐賀 瀨川字佐賀瀨川一二八 番地先まで	変更前	一三・六〇 六四・〇〇	六一〇・〇
		変更後	一三・六〇 六四・〇〇	六一〇・〇

（道路計画課）

福島県告示第三百八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十八年五月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年五月二日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道喜多 方西会津 線	喜多方市岩月町喜多方 字稲村七七三番地先か ら 同 市岩月町喜多方 字稲村八八一番地先ま で	変更前	八・〇〇 一八・三〇	一五八・七
		変更後	八・〇〇 一六・〇〇	一五八・七

福島県告示第百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十八年五月二日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十八年五月二日

福島県知事 内堀雅雄

(道路計画課)

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道浪江 鹿島線	南相馬市原町区小川町 四一九番地先から 同 市原町区上北高 平字植松一九九番三地 先まで	変更前 A 六・〇〇 二六・〇〇	A 一・二・八〇 四六・〇〇	一、二四二・〇〇
	南相馬市原町区小川町 四一九番地先から 同 市原町区上北高 平字植松一九九番三地 先まで 南相馬市原町区上北高 平字植松下四三番地先 から 同 市原町区上北高 平字植松二五三番地先 まで	変更後 B 一四・〇〇 三四・〇〇	B 一四・〇〇 三四・〇〇	一四二・〇〇

(道路計画課)

福島県告示第百三十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十八年五月二日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十八年五月二日

平成二十八年五月二日

福島県知事 内堀雅雄

(道路計画課)

路 線 名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道喜多方西会津線	喜多方市岩月町喜多方字稲村七七 三番地先から 同 市岩月町喜多方字稲村八八 一番地先まで	平成二十八年五月二日

公 告

公告第百一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、二本松市から二本松本宮都市計画地区計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。
平成二十八年五月二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する図書
 - 二 縦覧場所
- 総括図、計画図及び計画書の写し
福島県土木部都市計画課及び福島県北建設事務所企画管理部企画調査課
(都市計画課)

福島県病院局

福島県病院局告示第3号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、公金の収納の事務を平成28年4月1日次のとおり委託した。

平成28年5月2日

福島県病院事業管理者 丹羽真一

- 1 委託した事務の範囲及び内容
福島県立矢吹病院、福島県立宮下病院及び福島県立南会津病院における診療費等の収納の事務
- 2 受託者の名称及び所在地
 - (1) 福島県立矢吹病院及び福島県立宮下病院の受託者
株式会社ソラスト
東京都港区港南一丁目7番18号
 - (2) 福島県立南会津病院の受託者
株式会社ニチイ学館
東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地
- 3 収納の事務を委託する期間
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

(病院経営課)

福島県教育委員会教育長

福島県教育委員会教育長告示第二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、公金の収納の事務を平成二十八年四月二日次のとおり委託した。

平成二十八年五月二日

福島県立美術館長 早川博明

- 一 委託した事務の範囲及び内容
福島県立美術館観覧料及び図録等売払代金収納の事務
- 二 受託者の名称及び所在地
 - 1 名称 株式会社東北装美
 - 2 所在地 福島県郡山市並木三丁目五番地の三
- 三 収納の事務を委託する期間
平成二十八年四月二日から同年五月八日まで

(総務課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第三十五号

福島県公職選挙等執行規程（昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号）第八条第四項（第百九条第一項、第百十条第一項、第百十一条第一項又は第百十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり不在者投票のできる施設の名称を変更した旨の届出があった。

平成二十八年五月二日

福島県選挙管理委員会
委員長 菊地俊彦

変更前	変更後	変更年月日
一般財団法人大原綜合病院	一般財団法人大原記念財団大原綜合病院	平成二八年四月一日

福島県人事委員会

福島県人事委員会行政不服審査法施行細則をここに公布する。

平成二十八年五月二日

福島県人事委員会

委員長 今野 順夫

福島県人事委員会行政不服審査法施行細則第三十五号

福島県人事委員会行政不服審査法施行細則

（電磁的記録に記録された事項の表示の方法）

第一条 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号。以下「法」という。）第九条第三項において読み替えて適用する法第三十八条第一項に規定する審査庁（法第九条第一項に規定する審査庁をいい、福島県人事委員会が審査庁である場合に限る。以下同じ。）が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。

一 用紙に出力することができる電磁的記録 用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで出力したものを表示する方法

二 前号以外の電磁的記録 専用機器（当該閲覧の用に備え付けられているものに限る。）により再生したものの聴取又は視聴により表示する方法

（交付の部数等）

第二条 法第九条第三項において読み替えて適用する法第三十八条第一項の規定による交付の部数は、同項の規定による交付の求め一件につき一部とする。

2 福島県行政不服審査法関係手数料条例（平成二十八年福島県条例第二十号。以下「手数料条例」という。）第三条第一号に規定する写しの交付又は手数料条例第三条第二号に規定する書面の交付に用いた用紙の大きさが日本工業規格A列三番の規格を超える場合の当該交付に用いた用紙の枚数については、日本工業規格A列三番の規格の用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。

（手数料の減免申請等）

第三条 手数料条例第六条第一項の規定による手数料の減額又は免除（以下この項において「手数料の減免」という。）を受けようとする者は、法第九条第三項において読み替えて適用する法第三十八条第一項の規定による交付を求めるとき、併せて手数料の減免を求めるときは、記載した書類及び経済的困難により手数料を納付する資力がなことを証明する書類を審査庁に提出しなければならない。

2 審査庁は、前項の規定による書類の提出があつた場合において、法第九条第三項において読み替えて適用する法第三十八条第一項の規定による交付を受ける者が次のいずれかに該当すると認めるときは、同項の規定による交付の求め一件につき二千百円を限度として、当該交付を受ける者に係る手数料条例第一条に規定する手数料を減額し、又は免除することができる。

一 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者であるとき。

二 前号に掲げる者に準ずる者として審査庁が認める者であるとき。

（送付に要する費用の納付の方法）

第四条 行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）第十四条第二項において読み替えて適用する同条第一項に規定する審査庁が定める方法は、郵便切手により納付する方法とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（総務審査課）

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年五月二日

福島県人事委員会

委員長 今野 順夫

福島県人事委員会規則第三十六号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和三十五年福島県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第三十三条の六第四項第四号中「育児休業の期間」の下に「（基準日以前六箇月の期間に育児休業の期間の全部又は一部が含まれる場合であつて、当該育児休業の全期間の合計が一箇月以下であるときにおける当該基準日以前六箇月の期間内の育児休業の期間を除く。）」を加える。

別表第二知事の事務部局の部出先機関の項中 「保健福祉事務所出張所長」を「保健福祉事務所出張所長」に、「主幹 教務主幹」を「主幹」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年六月一日から施行する。ただし、別表第二知事の事務部局の部出先機関の項の改正規定は、公布の日から施行する。

（採用給与課）

